

各 財 務 (支) 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長
日 本 た ば こ 産 業 株 式 会 社 殿

財 務 省 理 財 局 長 佐 々 木 豊 成

低 調 店 の 取 扱 い に 係 る 成 人 識 別 自 動 販 売 機 導 入 に 伴 う 経 過 措 置 に つ い て

製 造 た ば こ 小 売 販 売 業 の 許 可 に 係 る 「 低 調 店 」 の 取 扱 い に つ い て は 、 た ば こ 事 業 関 係 法 令 及 び 平 成 1 2 年 1 2 月 2 7 日 付 蔵 理 第 4 6 2 1 号 大 蔵 省 理 財 局 長 通 達 「 製 造 た ば こ 小 売 販 売 業 許 可 等 取 扱 要 領 」 (以 下 「 要 領 」 と い う 。) に よ る ほ か 、 成 人 識 別 自 動 販 売 機 の 導 入 に 伴 う 経 過 措 置 と し て 、 下 記 の と お り 定 め た の で 、 今 後 、 原 則 と し て こ れ に よ り 取 り 扱 わ れ た い 。

記

- 1 . 要 領 に お い て は 、 第 2 章 第 一 1 (2) 口 (d) に お い て 、 製 造 た ば こ 小 売 販 売 業 の 許 可 申 請 に 係 る 予 定 営 業 所 に つ い て 、 「 最 寄 り の 小 売 販 売 業 者 の 営 業 所 が 低 調 店 で あ る 場 合 」 に は 、 「 予 定 営 業 所 と 当 該 低 調 店 と の 距 離 は 測 定 し な い 」 旨 規 定 す る ほ か 、 第 1 章 第 一 1 1 に お い て 、 製 造 た ば こ の 月 間 販 売 数 量 に よ る 「 低 調 店 」 の 基 準 を 定 め る と と も に 、 当 該 月 間 販 売 数 量 に つ い て 、 「 原 則 と し て 当 該 営 業 所 の 周 辺 の 場 所 を 予 定 営 業 所 と し た 小 売 販 売 業 許 可 申 請 書 が 提 出 さ れ た 日 の 属 す る 月 の 前 月 か ら 過 去 6 月 間 に お け る 当 該 営 業 所 の 1 月 平 均 の 製 造 た ば こ の 販 売 数 量 」 に よ り 算 出 す る も の と 規 定 し て い る と こ ろ で あ る 。
- 2 . 上 記 要 領 第 1 章 第 一 1 1 の 販 売 数 量 算 出 に 係 る 規 定 に つ い て は 、 こ れ を 原 則 と し て 、 状 況 に 応 じ た 対 応 が 求 め ら れ て い る と こ ろ 、 今 般 、 未 成 年 者 喫 煙 防 止 の た め 、 成 人 識 別 自 動 販 売 機 の 円 滑 な 導 入 を 推 進 す る 観 点 か ら 、 要 領 第 1 章 第 一 1 1 の 「 小 売 販 売 業 許 可 申 請 書 が 提 出 さ れ た 日 の 属 す る 月 の 前 月 か ら 過 去 6 月 間 」 の 期 間 内 に 、 当 該 許 可 申 請 が 行 わ れ た 地 域 に お い て 成 人 識 別 自 動 販 売 機 (タ ス ポ 方 式) が 稼 動 を 開 始 し た 月 か ら 1 年 を 経 過 す る ま で の 月 が 含 ま れ る 場 合 に は 、 当 該 1 年 を 経 過 す る ま で の 月 を 除 い た 過 去 6 月 間 を も っ て 、 「 1 月 平 均 の 製 造 た ば こ の 販 売 数 量 」 を 算 出 す る こ と と す る 。
- 3 . た だ し 、 上 記 1 . の 現 行 の 取 扱 い に よ り 算 出 し た 1 月 平 均 の 製 造 た ば こ の 販 売 数 量 が 、 上 記 2 . に よ り 算 出 し た 1 月 平 均 の 製 造 た ば こ の 販 売 数 量 を 上 回 る 場 合 は 、 上 記 1 . の 現 行 の 取 扱 い に よ る も の と す る 。
- 4 . 本 件 経 過 措 置 は 、 最 寄 り の 小 売 販 売 業 者 の 営 業 所 が 成 人 識 別 自 動 販 売 機 を 導 入 し て い る 場 合 等 に 適 用 す る 。
- 5 . 本 件 経 過 措 置 は 、 営 業 所 移 転 の 許 可 に つ い て 準 用 す る 。